

# 西郷

広報

6月 1日

平成19年(2007)

No.438

—毎月1日・発行—

■新議員による西郷村議会臨時会……2～3

■平成19年度住民税改正……4～5

*Main Contents*



## むかし、むかしのお話

川谷小学校で行われたしらかわ語りの会による「おはなし会」(5月10日)



# 新議員による西郷村議会臨時会が開催される

四月二十二日に行われた、西郷村議会議員一般選挙で当選を果たした十八名の新議員による、平成十九年第一回西郷村議会臨時会が五月九日開かれました。

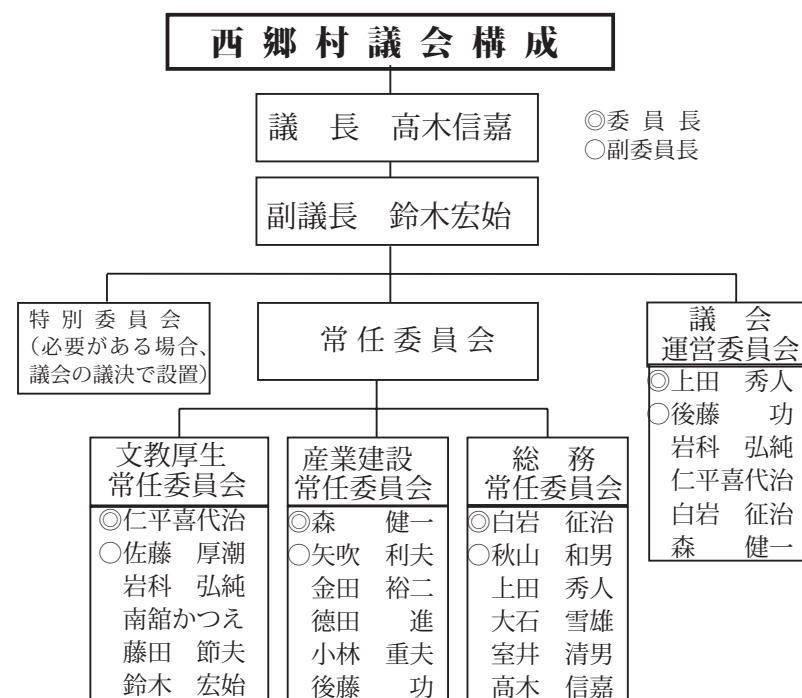
はじめに議長、副議長の選挙が行われ、新しい議長に高木信嘉氏、副議長に鈴木宏始氏が、それぞれ選任されました。高木議長は就任あいさつで「開かれた議会を目指し、みなさまのご協力をお願いしたい」と述べ、副議長も「議会のスムーズな運営のため議長を補佐します」とあいさつしました。

この後、各常任委員会の構成も決まり（下表）さっそく西郷村税条例の一部を改正する条例と平成十九年度施工みずほ保育園新築工事請負契約について、議案の審議に入り、新しい議会がスタートしました。

議席番号・氏名（敬称略）  
○当選回数  
①常任委員会名 ②党派  
③職業 ④年齢

**議長**  
18 高木 信嘉  
①総務  
②無所属  
③会社役員  
④53歳

**副議長**  
17 鈴木 宏始  
①文教厚生  
②無所属  
③無職  
④63歳



## 常任委員会とは

地方自治法第109条の規定により、その所管に属する市町村の事務に関する調査を行い、議案・陳情等を審査する議会の中にある組織です。

【各委員会の所管する事務】

### ◆総務常任委員会

総務課、税務課、企画調整課、会計室及び議会、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項、また他の常任委員会に属しない事項

### ◆産業建設常任委員会

農政課、商工観光課、農業委員会及び建設課の所管に属する事項

### ◆文教厚生常任委員会

住民生活課、健康推進課、上下水道課及び教育委員会の所管に属する事項

1 佐藤 厚潮  
①文教厚生  
②無所属  
③会社役員  
④47歳

2 岩科 弘純  
①文教厚生  
②無所属  
③会社役員  
④47歳

3 南館 かつえ  
①文教厚生  
②無所属  
③医師  
④49歳

4 藤田 節夫  
①文教厚生  
②日本共産党  
③簡易旅館経営  
④55歳

5 金田 裕二  
①産業建設  
②無所属  
③農業  
④57歳

6 仁平 喜代治  
①産業建設  
②無所属  
③農業  
④57歳

7 秋山 和男  
①文教厚生  
②無所属  
③会社役員  
④67歳

8 徳田 進  
①総務  
②無所属  
③会社員  
④59歳

9 小林 重夫  
①産業建設  
②無所属  
③損保代理業  
④66歳

10 白岩 征治  
①産業建設  
②無所属  
③損保代理業  
④66歳

11 矢吹 利夫  
①総務  
②無所属  
③農業  
④68歳

12 上田 秀人  
①総務  
②日本共産党  
③農業  
④46歳

13 森 健一  
①産業建設  
②無所属  
③建築設計士  
④52歳

14 後藤 功  
①産業建設  
②無所属  
③建築設計士  
④52歳

15 大石 雪雄  
①産業建設  
②無所属  
③飲食店経営  
④55歳

16 室井 清男  
①総務  
②無所属  
③会社役員  
④58歳

### 3. 年齢 65 歳以上で合計所得金額が 125 万円以下の方の課税制度の見直し

年齢 65 歳以上<sup>(\*)</sup>の方で前年の合計所得金額が 125 万円以下の方にかかる非課税措置が廃止されました。ただし緩和措置として、平成 19 年度は均等割額と所得割額の 3 分の 2 の金額で課税されます。

	所得割	均等割
平成 18 年度	本来の税額の 3 分の 1 の金額で課税	1,600 円
平成 19 年度	本来の税額の 3 分の 2 の金額で課税	3,200 円
平成 20 年度以降	本来の税額で課税（全額課税）	5,000 円

<sup>(\*)</sup>「年齢 65 歳以上」とは、平成 17 年 1 月 1 日現在 65 歳以上の方（昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた方）をいいます。

### 4. 退職所得に係る村県民税の変更（平成 19 年 1 月 1 日以降）

村県民税の税率が変更されることにより、これまで退職所得の計算に用いていた「地方税法別表」は使用せず、下の計算式で税額を算出することになりました。

#### (1) 税額の計算式

$(\text{退職金の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{税率} \times 90\%$ <sup>(\*)</sup>

<sup>(\*)</sup> 当分の間は求めた税額から 10% 相当の金額が控除されます。

#### (2) 税率

平成 18 年 12 月 31 日まで		平成 19 年 1 月 1 日から	
課税所得金額	税率（村県民税）	課税所得金額	税率（村県民税）
200 万円以下	5%	一律	10% (内村民税分 6%) (内県民税分 4%)
200 万円超 700 万円以下	10%		
700 万円超	13%		

### 《その他 参考》

◇住民税均等割（生計同一の妻）の非課税措置が廃止されています。

平成 16 年度の税制改正により、住民税均等割の納税義務を有する夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村に住所を有する者に対する非課税措置が廃止されています。

パート収入は通常、給与所得となります。所得税の計算では、パートの年収が 103 万円の場合、給与所得控除額（65 万円）を差し引いた給与所得は 38 万円となり、さらに基礎控除額（38 万円）が差し引かれると課税所得が 0 円になるので所得税はかかりません。

住民税は非課税となる所得が別に定められていますので、年収が 103 万円以下でも税金がかかる場合があります。

	パートや内職等の合計収入		
	93 万円超 100 万円以下	100 万円超 103 万円以下	103 万円超
住民税均等割	○（課税）	○（課税）	○（課税）
住民税所得割	×	○（課税）	○（課税）
所得税	×	×	○（課税）

■ 問合せ 税務課賦課係 ☎ 25-1113

## 平成 19 年度住民税改正に伴うお知らせ

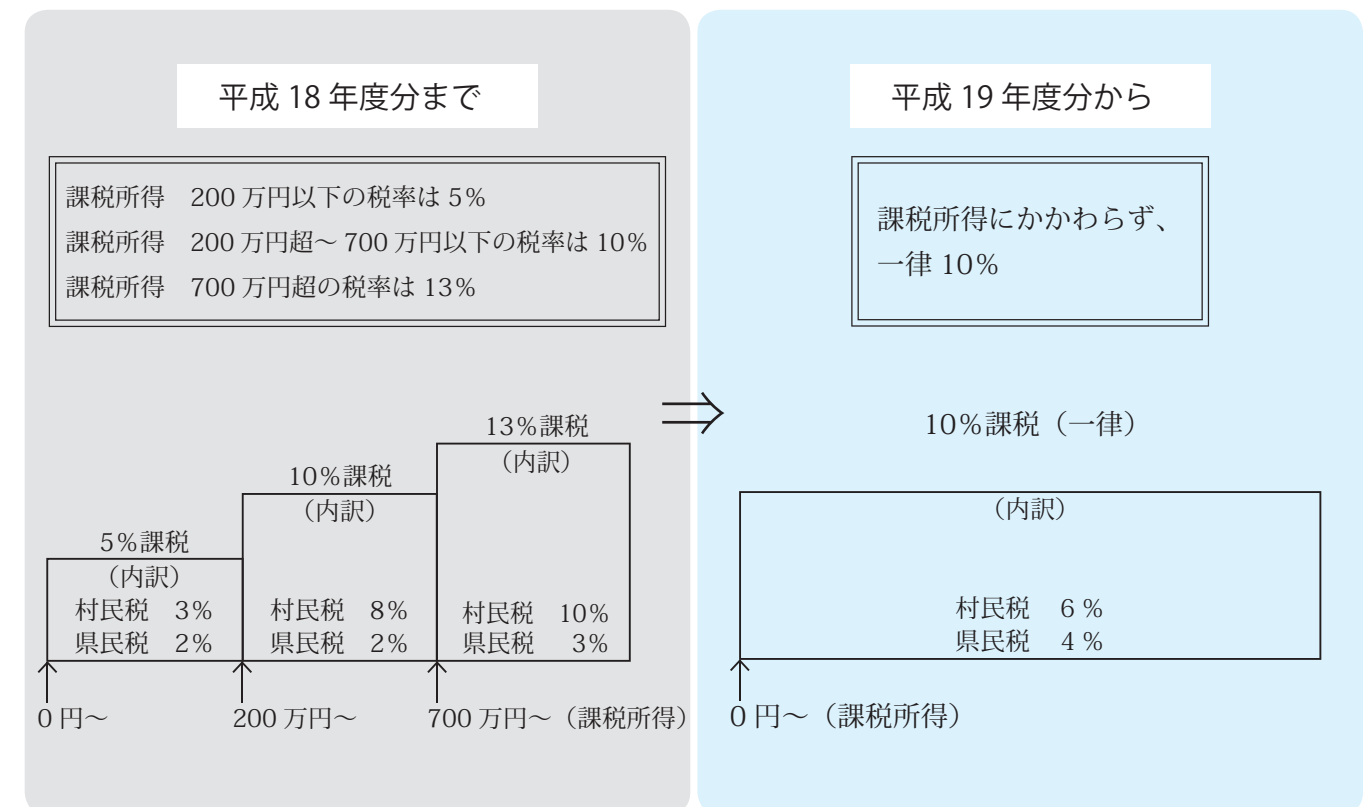
税源移譲により、国（所得税）から地方（住民税）へ税源が移し変えられたことによるもので、所得税と住民税を合わせた負担額はこれまでと変わりません。（ただし、定率減税の廃止・収入の増減など、別の要因により実際の負担額は変動いたします。）

税制改正により平成 19 年度から適用となる個人住民税の主な改正点は、次のとおりです。

### 1. 個人住民税の定率減税の廃止

	定率減税の内容
平成 18 年度	個人住民税所得割額の 7.5% 相当額（上限 2 万円）を控除
平成 19 年度以降	廃止

### 2. 個人住民税の所得割の税率が 10% に統一されます





# 平成19年4月1日から 児童手当が増額になりました

◆平成19年3月分まで（改正前）

児童の出生順位	支給月額
第1子・第2子	5,000円
第3子以上	10,000円



◆平成19年4月から（改正後）

児童の年齢及び出生順位		支給月 (1人につき)	備考
3歳の誕生日 まで	第1子・第2子	10,000円	増額
	第3子以降	10,000円	現行どおり
3歳の誕生日の 翌月分から	第1子・第2子	5,000円	現行どおり
	第3子以降	10,000円	現行どおり

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る観点から児童手当法が改正され、三歳未満の乳幼児に対する児童手当額が、第一子及び第二子について、出生順位にかかわらず、一律月一万円となります。  
なお、今回の制度改正により対象となる方で、現在、児童手当を受給されている場合、手続きは不要です。

## 児童手当制度について

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

児童手当は、十二歳到達後の最初の三月三十一日までの間にある児童（小学校終了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

所得制限限度額は、前年（一月から五月までの月分については前々年）の所得額で判定します。

また、所得には一定の控除があります。

なお、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは村窓口へお問い合わせください。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

児童手当所得制限限度額表

扶養親族等の人数	国民年金加入者	厚生年金等加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。  
注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

## 拡充の内容

四月から児童手当法の改正により、〇歳から三歳未満の乳幼児（第一子及び第二子）を養育している方に対する児童手当の額が増額になりました。

ただし、支給対象年齢、所

## ■問合せ

健康推進課地域福祉係

☎25-3910

## 三歳になったら？

三歳の誕生日までは、出生順位にかかわらず一律月額一万円ですが、第一子、第二子のお子さんは、誕生月の翌月から従来どおり月額五千円になります。

## 支給はいつから？

改正は、四月分からです。支払は、六月（二〜五月分）になります。（児童手当の支払時期は通常、六月・十月・二月の年三回、それぞれの前月分までが支給になります。）

## 増額の手続きは？

制度改正に伴う受給者（既に児童手当の申請をしている方）からの増額の手続きは、必要ありません。

## 第2回源流の郷西郷さくら祭り

# 春の陽気に誘われて…

# 桜を楽しむ



## 県内外から6千人が来場

福島県総合社会福祉施設太陽の国敷地内の桜を多くの人に楽しんでもらおうと「第二回源流の郷西郷さくら祭り」が四月十四日から二十日まで行われました。

西郷さくら祭りは、村区長会長を中心とした源流の郷西郷さくら祭り実行委員会が、福島県地域づくりサポート事業の助成を受け、毎年開催しています。

イベントデーとして十四日と十五日の二日間開催され、白河フラダンス教室によるフラダンス、下郷町の大川溪流太鼓など各種団体による発表と地場産品の販売や模擬店、フリーマーケットが催されました。

会場を訪れた方は、那須連峰と桜を背景にしたステージを楽しんだり、地元の特産品を使ったお菓子や模擬店で売られる焼きそばやだんごなどを食べて春の暖かな一日を楽しみました。

## 歩きながら楽しむ桜

第二回源流の郷さくら祭り開催期間中に同時開催として「第三回観桜健康ウォーキング大会」が四月十五日に「太陽の国」を中心に約三百名の参加者が自分の体調に合わせて二・一km、三・五km、七・五kmの各コースに挑戦しました。参加者は、咲き始めた桜の景色を眺めながら自分のペースで健康ウォーキングを楽しみ、さわやかな汗を流しました。





平成 19 年度「寿学級」の開講式が、温泉健康センターで行われました。この日は、村長による講話が行われ約 100 名の学級生は、西郷村の歴史など興味深いお話に、真剣なまなざしで聞き入っていました。その後、血圧測定なども実施され、保健師による「健康管理について」のお話もありました。今後は、楽しみながら生きがいを見いだす趣味の講座が予定されています。

生きがいを見つけよう



4/20



おじいちゃんおめでとう!

明治 40 年生まれの金井鉄一さんが百歳を迎え、菊池副村長より賀寿と祝い金が贈られました。金井さんは現在、表郷の「聖・オリーブの郷」で生活しており、毎日趣味の将棋を楽しんだり、テレビの相撲、時代劇などを見て過ごしています。また特にスイカが好物ということで、大きなスイカをプレゼントされ、とても嬉しそうでした。

4/6

photo NEWS

ほっと フォト ニュース

‘由井ヶ原に来てから 50 年よくも生きて来たものぞ 柏の林に笹ばかり 根元作りの小屋を建て 雨風よけて耐え忍ぶ’ と、あらゆる難関を乗り越えて来た先人の様子が、うたわれております。由井ヶ原愛睦会が、後世に史実を伝えるために建立しました。



▲由井ヶ原公民館脇に建てられた由井ヶ原開拓之碑

由井ヶ原開拓を記念し 碑を建立

まきば保育園とみずほ保育園合同の「幼年消防入団式」が、まきば保育園で行われました。菊池副村長と西郷村消防団長のあいさつに続き 180 名の園児たちが「わたしたちは絶対火遊びはしません」と大きな声で「誓いの言葉」を述べました。式終了後、ミニ消防車に乗せてもらい大喜びでした。

火遊びは絶対しません



5/11



エプロンから次々に登場

むかしむかし、ある所に・・・で始まる「おはなし会」が川谷小学校で行われました。これは、村の中央公民館の主催によるもので、しらかわ語りの会の須藤さち子さんと露木則子さんが、おはなししました。エプロンシアターでは、お話の人形などが次々とエプロンから飛び出し児童を喜ばせました。その他大型かみしばいや腹話術などを披露し、川谷小学校の全学年 45 名は、おはなしに聞き入っていました。

5/10



ちゃぽランドで作品展示

温泉健康センターちゃぽランド西郷では、ロビーに村内各学校の児童、生徒の作品を展示し入場者に喜ばれています。今年から始まったもので、6月上旬までは川谷小学校児童の絵と書を見ることができます。その後は、西一中6月、西二中7月、川谷中8月と各学校の生徒の作品を展示する予定です。

みんなで楽しいひとときを

この日、デイサービスセンター・ふれあいの家にボランティアのみなさんが訪れ、利用者と共に、昔なつかしい歌など大きな声で歌って楽しいひとときを過ごしました。いつもふれあいの家では、10時に利用者を迎えると、それぞれの体調管理を行い、入浴や昼食、そしてレクリエーションなどを実施しています。



5/10



## 「廃棄物の野焼き禁止」

- ★ 次の場合は例外として焼却が認められています。
- ◎ 国、県や市町村が河川などを管理するうえで排出した刈り草、切った枝などの焼却
  - ◎ 震災などの災害によって発生した木くずなどの焼却
  - ◎ 風俗習慣又は宗教上の行事を行うための焼却（どんど焼きなど）
  - ◎ 農作業、森林管理などで行われる収穫後のつるや刈り草などの焼却
  - ◎ 日常生活を営むうえで行っている焚き火、キャンプファイヤーなど
- ※ 農作業で発生した"農業用廃ビニール"をそのまま野焼きすることは、適正な焼却には当たりません。適切な設備で確実な処理を行わなくてはけません。

# 環境揭示季

焼却炉を使わずに、木くず、紙くず、廃プラスチック、ビニールなどの廃棄物をそのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりすることを『野焼き』と言い、法律で禁止されています。また、ドラム缶、ブロックを積み上げただけの炉や設備の十分でない焼却炉での焼却も野焼きと同じことと見なされます。

適正な廃棄物の焼却とは、構造設備の整った焼却炉で、適切な方法で燃やす場合などのことを言います。

### ■問合せ—

住民生活課 生活安全係 ☎ 25-2197

### ●督促手数料

村税は、村の様々な事業を行うための費用を所得や資産の状況等に応じて、村民に公平に負担して頂いているものです。

村税を滞納されると、納期限内に納付した方との公平性を保つために納期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金がかかることを先月号でお知らせいたしました。

各税金等の納期を過ぎると「督促状」が送られます。これが届いたときは督促手数料を納めなければなりません。督促手数料は100円です。

また、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を納付しない場合は、滞納処分を受けることになります。

※納付の確認に日数（7～10日程度）を要します。

すでに納められていても、行き違いで督促状が発送されてしまう場合がありますので、ご了承ください。

### ●滞納処分

滞納された方には、文書や電話、あるいは訪問して納税のお願いをします。

それでも納付していただけない場合は、納期限内に納付した方との公平性を保つためにも、その方の財産（給与、預貯金、不動産、電話加入権など）を差押えることになります。

■問合せ 税務課 ☎ 25-1113



「税」は、私たちの生活の中で、学校や道路等の公共施設の建設やゴミ処理など様々な所で使われている大切な財源です。身近な「税」について、仕組みや役割についてシリーズでお知らせします。

# にしごうの神社

## 第30回 甲子温泉神社

### 剣桂神社

奥甲子温泉大黒屋から、砂利道の国道二八九号線を歩き、甲子山の中腹の緑に囲まれた中に甲子温泉神社があります。明治二十三年（一八九〇）に印刷された「磐城国西白河郡甲子温泉之図」には温泉神社が描かれていることから、江戸時代、一八〇〇年代には創建されていたものと思われる。温泉は、班宗寺を開いた州安和尚が至徳元年（一二八四）に発見し、この年が甲子の年であったことから、甲子温泉と名付けられたといわれ、江戸時代の寛永十三年（一六三六）に元会津藩士の子、菊池将監高吉という人が周辺を整備し、温泉を開いたとされています。祀られている神さまは大己貴命（大國主命）です。大國主命は仏教の大黒天と同じ神さまで、医療の神さまでもあり、

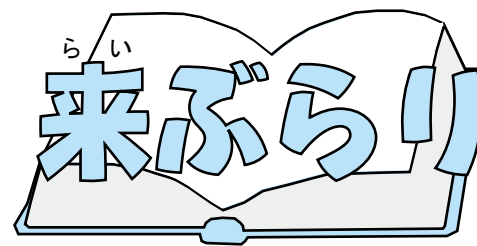


▲剣桂と剣桂神社

温泉の効能もその靈験によるものと信じられています。新甲子から奥甲子へ向かう旧道の左手側に、桂の巨木があります。これが剣桂です。江戸時代、甲子温泉に湯治によく来ていた、白河藩主松平定信が剣によって鬼神を桂の木に封じ込めた伝説から、剣桂といわれています。この剣桂を神の依り代として祀る神社が剣桂神社です。



▲甲子温泉神社



西郷村中央公民館図書室だより

### 県立移動図書館

「あつま号」

巡回のお知らせ

日時 7月4日（水）

15時30分～

16時30分

場所 文化センター 駐車場

県立移動図書館「あつま号」がやってきます。文化センター図書室にはない図書を手にすることが出来る良い機会です。で、ぜひご利用ください。

なお、「あつま号」巡回に伴い、6月6日より「県立図書コーナー」の貸出をお休みにし、入れかえ作業が終了次第、再開いたします。

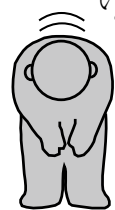
### 読みたい本はリクエストで!

中央公民館図書室では、みなさんが読みたい本のリクエストを受け付けております。読みたい本が図書室に所蔵されていない場合、図書室入口にある、購入希望図書カードに記入してください。

問合せは

西郷村文化センター内

中央公民館 ☎ 25-12755



＜新規購入図書希望用紙＞

購入図書希望用紙

希望年月日  
受付日

書名(本のなまえ)	
著者名(書いた人)	
発行所(はっこうしたところ)	
価格(ねだん)	
申込者氏名(なまえ)	
住所(すんでいるところ)	
電話番号(でんわ)	



## 各課直通電話番号

課局室名	電話番号	課局室名	電話番号
総務課	25-1112	企画調整課	25-2943
税務課	25-1113	上下水道課(上水道)	25-2962
住民生活課(住生活安全)	25-1114	下水道	25-2912
	25-2197	会計室	25-2934
行政サービスセンター	31-2237	議会事務局	25-2980
健康推進課(保健・国保)	25-1115	農業委員会事務局	25-2946
地域福祉・高齢者福祉・介護課	25-3910	西郷村土地改良区	25-1116
包括支援センター・在宅介護支援センター	25-5121	学校教育課	25-2370
商工観光課	25-2910	学校給食センター	25-1256
農政課	25-1116	生涯学習課	25-2371
建設課	25-1117		
	25-1118	代 表	25-1111

## ●歯科医 休日当番日

6.3	泉崎歯科医院	(泉崎村)	☎ 53-2945
6.10	酒井歯科医院	(矢吹町)	☎ 42-2303
6.17	たまち歯科医院	(矢吹町)	☎ 44-4889
6.24	佐久間歯科医院	(矢吹町)	☎ 44-3118

## ●小児科医 休日当番日(白河地区)

6.3	岡崎小児科内科医院	(白河市)	☎ 23-7811
6.10	関 医 院	(白河市)	☎ 23-3003
6.17	関 根 医 院	(白河市)	☎ 27-3060
6.24	樋口小児クリニック	(矢吹町)	☎ 42-2040

## ●内科医 休日当番日(白河地区)

6.3	つかはら内科クリニック	(白河市)	☎ 24-1011
6.10	南湖こころのクリニック	(白河市)	☎ 23-4401
6.17	関 根 医 院	(白河市)	☎ 27-3060
6.24	千 葉 医 院	(白河市)	☎ 24-2080

※電話案内 しらかわ救急情報センター ☎ 23-9909  
(看護師が電話にて当番医の紹介や当番医以外の専門医等の紹介や場所の案内をします。)

## ●今月の納税

村 県 民 税 (全 期・1 期)

7月2日(月)までにお納めください。

※納税は便利な口座振替で

## お知らせ

### 寝具洗濯乾燥消毒サービス 事業(第1回)

在宅で生活する寝たきり等の高齢者の方や、身体障がい者の方の寝具類の衛生向上を図り、居宅生活での就寝の快適化と健康保持の促進を目的とし、年2回(7月中旬、2月頃予定)実施します。  
なお、ご利用の際には料金の一部を負担していただきます。

### ●利用できる方

西郷村に住所があり、居宅する65歳以上の高齢者の方、40歳以上の重度身体障がい者の方(障がい程度が1、2級)であって、次の一つに該当し、家庭においては寝具類の洗濯乾燥が困難な方。  
(1)高齢者の方  
・要介護3以上に認定された方。  
・1人暮らしの方(ただし、世帯が別でも同居の方がいる場合や同一敷地内に家族が住んでいる場合はできません。)

### ●対象となる寝具及び利用予定金額

(別表参照)  
・寝具の区分ごとに各2枚までと  
・65歳以上のみで構成された世帯の方。  
(2)重度身体障がい者の方  
・寝たきりの重度身体障がい者等の方。  
・1人暮らしの方(ただし、世帯が別でも同居の方がいる場合や同一敷地内に家族が住んでいる場合はできません。)  
・身体障がい者の方の世帯の重度身体障がい者の方。

別表) 対象となる寝具及び利用予定金額

区 分	種 類	金額(予定)
掛 布 団 類	綿 布 団	220円前後
	羊 毛 布 団	300円前後
	羽 毛 布 団	400円前後
敷 布 団 類	綿 布 団	220円前後
	羊 毛 布 団	300円前後
	羽 毛 布 団	400円前後
毛 布 類	綿 毛 布	50円前後
	羊 毛 毛 布	120円前後
寝 巻 類	二 重 毛 布	130円前後
	丹 前	120円前後

し、合計3枚までを限度とします。  
・健康布団、特種布団類、パジャマ類は対象外です。  
・対象寝具以外は実費となります。

※1回目は7月19日(休)です。

### ●申込み

健康推進課にある申請書に記入して、6月29日(金)までに申し込んでください。

### ■問合せ 健康推進課(高齢者福祉係)

### 児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育てられている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母や母にかわってその児童を養育している人に支給されます。父と生計を同じくしていない、父の心身に一定の障がいがある場合には支給されません。

### ●受給資格者

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(心身に一定の障がいがあるときは20歳未満)児童を監護している母又は母にかわってその児童を養育している人。  
(1)父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童  
(2)父が死亡した児童  
(3)父が一定の障がいの状態にある児童  
(4)父の生死が明らかでない児童

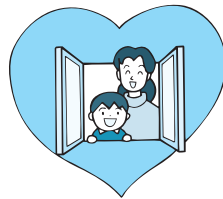
### ●次のような場合は手当は支給されません。

(1)手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住所を有しない場合  
(2)対象となる児童が父又は母の死亡について支給される公的年金を受け取ることができる場合  
(3)対象となる児童が父もしくは母の死亡について労働基準法の規定による遺族補償を受けることができる場合  
(4)対象となる児童が父に支給される公的年金給付の加算の対象となっていない場合  
(5)対象となる児童が里親に委託されている場合  
(6)対象となる児童が児童福祉施設(保育所・通園施設を除く)などに入所している場合  
(7)対象となる児童が母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実

### ■問合せ 健康推進課(地域福祉係)

上婚姻関係と同様の事情にある者も含む)に養育されている場合  
(8)母又は母にかわってその児童を養育している人が、公的年金を受け取ることができる場合や、児童の父又は母の死亡に伴い支給される遺族補償を受けることができる場合

### 特別児童扶養手当



特別児童扶養手当は、身体または精神に障がいのある児童を監護又は養育している人に支給されます。

### ●受給資格者

身体又は精神に中度又は重度の障がい(政令別表第3に該当)を有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人。  
●次のような場合は手当は支給されません。  
(1)手当を受けようとする人、対象

### 児童手当の申請及び現況届

となる児童が日本に住所を有しない場合  
(2)児童が肢体不自由児施設や知的障がい児施設などの施設に入所している場合  
(3)児童が障がいを理由として厚生年金などの公的年金を受け取ることができない場合

### ■問合せ 健康推進課(地域福祉係)

児童手当は、小学校修了までの児童(12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)を養育している方に支給される手当です。  
出生や西郷村に転入されたときは、その時点で必ず児童手当の申請をしてください。児童手当は、認定請求書を提出した日の属する月の翌月分から支給となり、請求の手続きをしないと支給できない制度です。忘れずに請求してください。

また、6月は児童手当現況届けを提出する時期です。児童手当を現在受給されている方には、健康推進課より現況届けを送付いたしますので、6月中に提出してください。提出しない場合は、支給停

止になります。

### 必要書類

- 健康保険被保険者証等のコピー（保護者）
- 印鑑（朱肉を使用するもの）
- 今年1月1日現在で西郷村に住所がなかった方は、そのとき住所のあった市区町村で発行される平成19年度児童手当所得証明書が必要になります。

※なお、西郷村から転出するときは継続して手当を受給できるように転出先でも忘れずに児童手当の申請をしてください。

### 問合せ 健康推進課（地域福祉係）

### 商業統計調査にご協力下さい

6月1日現在で、商業統計調査が全国一斉に実施されており、この調査は、統計法に基づいて実施される国の重要な調査です。全国の民営の小売業及び卸売業の事業所すべてが対象となります。

調査の結果は、国や道府県、市区町村における商業の振興、中心市街地の活性化などの施策を進めるうえで重要な基礎資料として利用されているほか、個々の事業所が経営指針を作る際にも役立つ

っています。

各事業所にお伺いする調査員は、「調査員証（顔写真入りの身分証明書）」を携帯しています。また、提出された調査票は、統計法により厳重に秘密が守られ、統計作成の目的以外には一切使用することはありません。皆様のご協力をお願いいたします。

### 問合せ 企画調整課（広報統計係）



### 農地の権利移動および転用

農地の権利移動・転用には許可が必要です。

- お互いの農地（田・畑）を交換したとき（農地法第3条）
- 農家の方が耕作する目的で、他の人から農地を求めるとき（農地法第3条）
- 農業委員会の許可を得て移転登記の手続きが必要で、自分の農地に住宅・事務所・工場

## 教室

### 電波利用保護旬間

（6月1日～10日）

目に見えなくても、不法電波は私たちの暮らしや社会の迷惑です。「不法電波はみんなの財産です。」「不法無線局」をなくし、正しく電波を使いましょう。

### 電波の混信・妨害の問合せ

総務省東北総合通信局相談窓口  
☎022-221-0641



デンパ君

### 来春卒業予定者求人申込説明会

●日時 6月8日(金) 14時

### 開催場所

白河地域職業訓練センター  
（白河市中田140）

●対象事業所 平成20年3月新規学校卒業予定者（大卒等を含む）を採用予定の事業所

### 問合せ 白河公共職業安定所

☎24-1256

### 健康料理教室

#### ●内容 《調理実習》

メタボリックシンドローム予防大作戦「内臓脂肪を減らしましょう」

●日時 6月20日(水)・21日(木)

9時45分～13時

#### ●場所 西郷村保健福祉センター

多目的研修室・調理室

●定員 各日定員20名

●締切 6月15日(金)

●参加費 調理材料費 200円

●持参品 エプロン・三角巾

●問合せ 健康推進課（保健係）

### 飼い犬のしつけ方教室

#### ●日程

【第1回】

6月13日(水) 学科講習

6月20日(水) 実技講習

【第2回】

7月28日(土) 夏休み親子講座

【第3回】

9月12日(水) 学科講習

9月19日(水) 実技講習

などを建築し、農地以外に利用

するとき（農地法第4条）

農業委員会の承認を受けて農知事の許可が必要です。また、許可を受けた後、地目変更の登記手続きも必要となります。

●農地を求めて住宅・アパート・事務所を建築するなど、農地以外に利用するとき（農地の使用貸借等の権利設定も含みます。）

### （農地法第5条）

農業委員会の承認を受けて農知事の許可が必要です。また、許可を受けた後、所有権及び地目変更の登記手続きも必要となります。

※詳しい内容については左記まで問合せください。

### 問合せ 農業委員会事務局

### 不動産取得税の税率等のお知らせ

#### ●不動産取得税について

県内の土地・家屋を取得すると、不動産取得税が課税されます。

#### 【税額】

取得したときの不動産の価格×税率  
※平成21年3月31日までに宅地評価土地を取得したときの不動産取得税は、土地の価格を2分の1にし

て税額が計算されます。

### 【税率】

取得の時期によって、左記図の税率が適用されます。

不動産の取得の時期	区分	税率
H15.3.31 まで	住宅以外の家屋及び土地	4%
	住宅	3%
H15.4.1 から	すべての不動産	3%
H18.3.31 まで	住宅以外の家屋 土地及び住宅	3.5%
H18.4.1 から		3%
H20.3.31 まで	住宅以外の家屋 土地及び住宅	4%
H20.4.1 から		3%
H21.3.31 まで		

●新築、増築等家屋の不動産取得税の納期について

平成18年中に木造家屋又は100㎡以下の非木造家屋を新築、増築等したときの不動産取得税は、県南地方振興局県税部から送付される納税通知書により、最寄りの金融機関から6月15日(金)までに納めてください。

■問合せ 福島県南地方振興局 県税部 23-1517

●日時 6月23日(土) 9時 スタート

●場所 島倉システック(株)前集合

●対象者 村内在住の中学生以上

●距離 男性5km・女性3km

●締切 6月15日(金)

■問合せ 生涯学習課(体育振興係)

### 平成20年歌会始

#### ●お題 「火」

(例) ともしび(灯火)・ほむら(火群)・ほなか(火中) など

※必ず「火」の文字を使用してください。

#### ●詠進歌の詠進要領

①詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のもの。

②書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用いること。

(記入の仕方は左記図参照)

図式書(横長)

お題「火」	(やまあり)
〒	
住所	
電話番号	
職業	氏名
	生年月日

## 募集

### ふくしま駅伝西郷村チーム候補選手募集

村では、選手発掘のため、選手選考記録会を開催いたします。

走りに自信がある方！西郷村の代表選手を目指してみませんか。



## 試験

③用紙は、半紙とし、毛筆で自書すること。

④病気又は身体が不自由のため毛筆にて自書することができない場合

ア、代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えること。

イ、本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えること。

ウ、目の不自由な方は、点字詠進可能。

### ●募集締切 9月30日(日)

### ●郵送のあて先

〒100-8111 宮内庁  
封筒に「詠進歌」と書き添えること。詠進歌は折っても可能。

### ■問合せ 宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日(木)までに問合せください。

宮内庁ホームページ  
☐ <http://www.kunaicho.go.jp/12/d12-08.html>

## 西郷村職員採用候補者試験

●採用職種 一般行政職(大卒程度)

●採用予定 若干名

●受験資格

昭和47年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者(学歴は問いません。)

※日本国籍を有しない場合や禁錮以上の刑の執行が終わらない場合などは受験できません。

### ●申込期間

5月31日(休)～6月29日(金)  
(ただし、受験申込書の請求は6月27日までです。)

●申込場所 西郷村役場 総務課

### ●申込方法

・持参 受験者本人以外でも受け付けます。  
・郵送 6月27日消印有効  
・福島県市町村共同電子申請システムアドレス <http://e-madoguchi.jp/> から入り、西郷村の申請ページから申し込んでください。ただし、システム登録後、ID及びパ

スワードが必要になります。  
●採用試験(第1次試験)

・期日 7月29日(日)

・場所 杉妻会館  
(福島市杉妻町3-45)

・科目 教養試験(大卒程度)等

●資料請求 宛名を書いた返送用封筒(120円切手をはったA列4版のもの)を同封し、事前に書類を請求してください。

### ■問合せ 総務課

## 自衛官募集

防衛省・自衛隊では10月下旬入隊予定の自衛官(2等陸・海・空士)を募集しています。

●試験日 7月22日(日)

●受付期間 6月18日(月)～7月20日(金)

●試験場所 陸上自衛隊郡山駐屯地

※受験内容や各種資料、志願票の請求など、詳しくは、左記まで問合せてください。

### ■問合せ

自衛隊福島地方協力本部  
白河地域事務所  
☎ 24-0372

## 税務職員募集(高校卒業程度)

仙台国税局では、バイタリティあふれる職員を募集しています。

税務職員は、国の財政を支える重要な仕事を担います。知的好奇心に満ちた職場で税務行政のスペシャリストへの道にチャレンジしてみませんか。

●受験資格 昭和61年4月2日から平成2年4月1日生まれの者

●受験申込受付期間

6月26日(火)～7月3日(火)

●試験期日 9月9日(日)

■受験申込書の請求・問合せ

人事院東北事務局  
☎ 022-221-2022  
仙台国税局人事第二課  
☎ 022-263-1111

## 善意

ありがとうございます。

◎西郷村に寄付された方をご紹介します。

▼山崎高雄さん 【小田倉】

(4月23日、故山崎協子氏の遺志として西郷村社会福祉事業のために)

100,000円



## 小田倉小学校の紹介



児童数 548 名 学級数 21 教職員数 30 名

### 小田倉小学校の歴史

明治 8 年	小田倉小学校創立
明治 34 年	西郷第二尋常小学校と校名改称
昭和 16 年	西郷村小田倉国民学校と校名改称
昭和 22 年	学制改革で西郷村立小田倉小学校となる
昭和 46 年	屋内体育館落成
昭和 50 年	学校創立 100 周年記念式典举行
昭和 57 年	現在の校舎改築完了
平成 7 年	学校創立 120 周年記念式典举行
平成 17 年	学校創立 130 周年を迎える

### 小田倉小学校の特色ある教育活動

#### 少人数指導

1・2年生は30人学級、3～6年生は、30人程度の学級を実施しています。また、5・6年生の学級へ算数科のみ担任外が入り、T・T（1学級に2名の先生で指導する。）や習熟度別学習を取り入れ、個に応じたきめの細かい指導を実践しています。



▲T・Tによる学習



▲習熟度別による学習

#### 体験学習（栽培活動）

学校の畑で、さつまいもやミニトマトなど、さまざまな栽培活動を行っています。また地域の方の指導を受け、菊の栽培も行い、みごとな花を咲かすことができました。



### 校章の由来

開拓前の小田倉地区の原野には、至る所に柏の木が自生しており、地域にとっては愛着のある樹木です。

3枚の柏の葉の中に西郷村の「西」と「小田倉」の文字を浮かべた、この校章は、学校・家庭・地域が三位一体となって、子どもを賢く・雄々しく・健やかに成長するのを援助し、見守る姿を象徴しています。



### 教育目標

地域に息づくぬくもりと創造性を大切にしながら、社会の変化に自ら対応できる心身ともにたくましく、確かな学力と豊かな感性と強い体力をそなえた国際人となるための基礎教育を実現する。

～賢く・雄々しく・健やかな子どもの育成～

- よく考える子ども
- 思いやりのある子ども
- 自らきたえる子ども
- すすんで働く子ども

### 校歌

三、	阿武隈川のせせらぎに	喜びの声	こだまする	高き理想を	仰ぎつつ	母校よ永遠に	栄えあれ	
二、	那須山風の	さわやかに	希望の歌を	のせてくる	みよりの秋の	楽園に	白菊の花	咲きにおう
一、	みちのく空の	朝あけに	梅ほころびて	春を呼ぶ	牧場のかなた	雲わきて	学びの窓の	夢さそう
	橋本篤也	作曲	土橋一朗	作詞				

### 近隣施設との交流学習

#### 1 家畜改良センターとの交流

独立行政法人家畜改良センターの海外研修生と本校の5年生が、各国の遊びや伝統的な踊りなどをして交流学習を実施しています。

#### 2 西郷養護学校との交流

本校の5年生が西郷養護学校との交流学習を実施し、2学期は、西郷養護学校文化祭への見学会、3学期は、自分たちで出し物等を考え、交流会を実施しています。

#### 3 太陽の国との交流

本校の6年生が、春と秋の2回太陽の国（やまぶき荘等）を訪問し、歌や演奏、劇などを発表し、交流学習を実施しています。



▲海外の方との交流学習



▲お年寄りとの交流学習



行事 2007年6月  
June

カレンダー

●今月の顔

3歳児健康診査(4/26)  
に来ていた陽気な子どもたちです。

日	月	火	水	木	金	土
					<b>1</b> 生活総合相談所(9:00 文化センター) 特設人権相談所(10:00 文化センター)	<b>2</b> 
<b>3</b> さわやか直売所(8:30 折口原農協 精米所前) 上羽天道念仏踊り(12:30 上羽太コミュニティセンター前)	<b>4</b> 西郷村身体障がい者福祉会総会(11:00 ちゃぼランド)	<b>5</b> 6~7ヶ月児健康相談(9:30 保健福祉センター) 交通安全鼓笛パレード(10:30 米小学校) 赤ちゃんの子育て講座(13:30 保健福祉センター) 少年少女バレーボール教室(19:00 村民体育館)	<b>6</b> 交通安全鼓笛パレード(9:45 熊倉小学校)	<b>7</b> おはなし会(9:30 羽太小)	<b>8</b> 生活総合相談所(9:00 文化センター) 高齢者の男性のための料理教室(10:00 高齢者生活支援センター) 1歳6ヶ月児健康診査(13:00 保健福祉センター)	<b>9</b> 
<b>10</b> 夏山遭難救助訓練(7:30 阿武隈川源流) さわやか直売所(8:30 折口原農協 精米所前)	<b>11</b> ポリオ予防接種~12日(13:00 保健福祉センター) 母子手帳交付・健康相談日(13:00 保健福祉センター) 心配ごと相談会(13:00 高齢者生活支援センター)	<b>12</b> 少年少女バレーボール教室(19:00 村民体育館)	<b>13</b> 	<b>14</b> おひざにだっこのおはなし会(10:30 文化センター) 3歳児健康診査(13:00 保健福祉センター)	<b>15</b> 生活総合相談所(9:00 文化センター)	<b>16</b> 西郷っ子ふれあい体験塾(9:00 文化センター)
<b>17</b> 文化財巡り(8:00 柏野行政区特設コース) 健康ウォーキング(8:00 黒川公民館) さわやか直売所(8:30 折口原農協 精米所前)	<b>18</b> 西白河方部赤十字奉仕団総会(10:00 高齢者生活支援センター)	<b>19</b> 少年少女バレーボール教室(19:00 村民体育館)	<b>20</b> 川谷小・荒浜小交流 沢登り(8:30 甲子) おはなし会(9:30 小田倉小) 健康料理教室(9:45 保健福祉センター) 生児委員協議会 定例会(13:30 高齢者生活支援センター)	<b>21</b> 健康料理教室(9:45 保健福祉センター)	<b>22</b> 生活総合相談所(9:00 文化センター) 第14回西郷村総合美術展~24日(9:00 文化センター) 1歳6ヶ月児健康診査(13:00 保健福祉センター)	<b>23</b> 
<b>24</b> さわやか直売所(8:30 折口原農協 精米所前) 折流の郷わくわく健康ウォーキング・西郷ふれあい祭(9:00 新甲子一円)	<b>25</b> 行政相談所(10:30 文化センター) 母子手帳交付・健康相談日(13:00 保健福祉センター) 心配ごと特別相談会(13:10 高齢者生活支援センター)	<b>26</b> 少年少女バレーボール教室(19:00 村民体育館)	<b>27</b> 歯科クリニック(幼児 13:00、6歳児 13:45 保健福祉センター)	<b>28</b> 	<b>29</b> 生活総合相談所(9:00 文化センター) 世代間交流(10:00 まきば保育園)	<b>30</b> 

★県南地域の主な行事です

- 6/1 ~ 3 リゾートトラストレディス(グランディ那須白河)
- 6/1 ~ 30 白河バラ園(城山公園内 9:00)
- 6/3 あそびの学校「アートなオリジナル傘」(ジャスコ白河西郷店 13:30)
- 6/3 久慈川鮎釣り解禁(矢祭町)
- 6/3 愛宕神社祭礼(埴町)
- 6/3 さわやか高原ロードレース大会(鮫川村)
- 6/14 牛頭天王祭(表郷河東田地区)
- 6/24 花火の里浅川ロードレース大会(浅川町)
- 6/30 石庖丁づくり(まほろん 10:00)